配当公告

三重県伊勢市旭町二三九番地二
破産者　大鍬　欣敬

右の者に対する津地方裁判所伊勢支部平成二十二年（フ）第三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二四八、九四四、七〇八円

一、配当することのできる金額
金一三、七五二、七五一円

平成二十三年七月二十九日
三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階
破産管財人　室木　徹亮

配当公告

愛媛県新居浜市江口町四番二七号
破産者　株式会社コピックス

右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十二年（フ）第一六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一三六、〇三六、八三一円
優先債権　金一、二三八、三六〇円

一、配当することのできる金額
一般債権　金四二、一三七、五三四円
優先債権　金一、二三八、三六〇円

平成二十三年七月二十九日
愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階
破産管財人　宮内　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市中島町三丁目一七九番地、最後の住所北海道室蘭市中島町三丁目二四番一二号
被相続人　亡　大場三基男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
北海道苫小牧市表町二丁目一番一四号王子不動産第三ビル五階弁護士法人小寺・松田法律事務所
相続財産管理人弁護士　中野　正敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目四三二番地九六、最後の住所札幌市白石区菊水一条二丁目一番八―五〇一号
被相続人　亡　旅家　静夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
札幌市中央区大通西六丁目五番地四58山京ビル四階札幌四季法律事務所
相続財産管理人弁護士　岸田　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市清水台二丁目四七番地、最後の住所仙台市泉区鶴が丘一丁目一七番地の一九
被相続人　亡　遠藤　隆夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
仙台市青葉区一番町二―一〇―二六旭コーポラス一番町A棟二〇六号
相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市大原町一二一三番地一六二、最後の住所群馬県太田市藪塚町三九二二番地　親孝行の里　被相続人　亡　伊与木憲司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
群馬県桐生市錦町三丁目一番二五号桐生商工会議所会館三階
相続財産管理人　弁護士　高村　利久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区麻布十番一丁目六番地、最後の住所千葉県東金市下谷三八七番地二
被相続人　亡　新場　政彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
事務所千葉市中央区中央三―八―八中央CIBビル六階　稲垣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡横芝光町横芝二四四〇番地、最後の住所千葉県山武市上横地六五三八番地五
被相続人　亡　鈴木　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
事務所千葉市中央区中央三―一〇―四マニュライフプレイス千葉五階石井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石井　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都江戸川区江戸川一丁目二七番地九九
被相続人　亡　金　明寿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区市場大和町一七四一番地、最後の住所川崎市中原区中丸子三〇一番地一
被相続人　亡　小野　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
川崎市川崎区東田町一一番地二六　三起ビル東田四階　井町総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井町　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市町野町広江一部三八番地、最後の住所石川県輪島市町野町広江一部三六番地三
被相続人　亡　出口　清二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
石川県輪島市里町六部一番地
相続財産管理人　今井　善弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市堀之内一三三五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鈴木　眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日
静岡県浜松市中区鴨江四丁目一一番三五号
杉山年男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉山　一統

決　算　公　告

平成23年7月29日

中華人民共和国遼寧省大連保税区国際貿易総匯

大和事務処理中心大連有限公司

日本における代表者　恵藤　英郎

貸借対照表の要旨　（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び所有者持分の部	
流動資産	691,319	流動負債	40,090
固定資産	41,753	**負債合計**	**40,090**
有形固定資産	18,807	所有者持分	692,982
無形固定資産	5,399	払込資本金（あるいは株式資本金）	150,000
投資その他の資産	17,547	積立金	75,000
		未処分利益	467,982
		所有者持分合計	**692,982**
資産合計	**733,073**	**負債・所有者持分合計**	**733,073**